

以下の設例を読み、すべての問いに答えなさい。各問いは独立したものとして考えること。(計 50 点)

[設例]

A は B に対し、返済期日を 2025 年 11 月 11 日とする貸付金 1,000 万円について、貸金返還請求権に基づきその支払いを求める訴えを提起した(以下、「本件訴訟」という)。第 1 回口頭弁論期日において、B は請求棄却を求めるとともに、1000 万円の借入れの事実は認めた上で、既に完済した旨を主張した。B は立証のため A 名義の領収書を提出し、これが A によって作成されたものであると述べたが、これに対し A は、当該領収書は偽造されたものであり、自身が作成した事実はないと反論した。

(問い 1) 本件訴訟の第 1 回口頭弁論期日後、第 2 回期日の前に被告 B が死亡し、C が唯一の相続人となった。この場合において、原告 A が C を相手方として本件訴訟を維持しようとする際、民事訴訟法上どのような手続を採るべきか、説明しなさい。(10 点)

(問い 2) 第 1 回口頭弁論期日後、第 2 回期日前に、A は、以下のように主張して、D を被告として本件訴訟に引き込む決定を求める申立てを裁判所にした。

「D は、第 1 回口頭弁論期日の後、A および B との間で本件貸金返還債務を引き受ける合意をした。よって D は当該債務の債務者であるから、A は D に対し、貸金返還請求権に基づき 1,000 万円の支払いを求める」。

(1) この申立ては認められるか。根拠となる条文に言及しつつ論じなさい。(20 点)

(2) B は、第 1 回口頭弁論期日において、1,000 万円の借入れの事実を認める旨の陳述をしている。A の申立てが認められた場合、D との関係で、この B の陳述が有する民事訴訟法上の意義について論じなさい。(20 点)

以上